

草加八潮消防組合告示第2号

草加消防署（消防局機能含む）建設工事（電気設備工事）一般競争入札（事後審査型）公告

草加消防署（消防局機能含む）建設工事（電気設備工事）について、次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

※本工事は草加八潮消防組合発注の入札案件となり、申請書類等が草加市発注の様式と異なるため、必ず入札情報公開システム添付の様式を使用すること。

※本工事の積算は、施工パッケージ型積算方法を適用していない。

令和6年（2024年）1月9日

草加八潮消防組合管理者 瀬戸 百合子

1 入札対象工事

- (1) 工事名 草加消防署（消防局機能含む）建設工事（電気設備工事）
- (2) 工事場所 草加市松江二丁目70番28
- (3) 工期 契約締結日から令和8年（2026年）1月30日まで
- (4) 工事概要 設計図書のとおり
- (5) 入札手続 入札及び資料の提出は、草加市公共工事等電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）の「一般競争入札（ダイレクト入札）」方式により行うものとする。

2 入札に参加できる者の形態

草加市建設工事共同企業体取扱要綱に基づく、2者又は3者による特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）によるもので、「3 入札参加に必要な実績等の条件」を全て満たす者であること。

ただし、入札公告日現在有効な草加市入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）の電気工事業で登録する者で、JVに必ず1者以上は、名簿に登録する申請事業所（本店）が草加市内の者を含むものとする。

【入札に参加できるJVの組み合わせ】

※詳細な要件等は「3 入札参加に必要な実績等の条件」で確認すること。

2者JV	【代表構成員】 埼玉県内又は東京都内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で名簿の電気工事業の総合点数が <u>1,100点以上</u> である者 ＋ 【構成員】 市内の電気工事業（本店）で登録する者
-------------	---

	<p>【代表構成員】 市内の電気工事業（支店、営業所等）で名簿の電気工事業の総合点数が<u>900点以上</u>である者</p> <p>+</p> <p>【構成員】 市内の電気工事業（本店）で登録する者</p>
<p><u>3者JV</u></p>	<p>【代表構成員】 埼玉県内又は東京都内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で名簿の電気工事業の総合点数が<u>1,100点以上</u>である者</p> <p>+</p> <p>【第2構成員】 埼玉県内又は東京都内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で名簿の電気工事業の総合点数が <u>850点以上</u>である者</p> <p>+</p> <p>【第3構成員】 市内の電気工事業（本店）で登録する者</p>
	<p>【代表構成員】 埼玉県内又は東京都内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で名簿の電気工事業の総合点数が<u>1,100点以上</u>である者</p> <p>+</p> <p>【第2構成員】※ 市内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で登録する者</p> <p>+</p> <p>【第3構成員】※ 市内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で登録する者</p> <p>※ 構成員のいずれかは市内の電気工事業（本店）であること。</p>
	<p>【代表構成員】 市内の電気工事業（支店、営業所等）で名簿の電気工事業の総合点数が<u>900点以上</u>である者</p> <p>+</p> <p>【第2構成員】 埼玉県内又は東京都内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で名簿の電気工事業の総合点数が <u>850点以上</u>である者</p> <p>+</p> <p>【第3構成員】 市内の電気工事業（本店）で登録する者</p>
	<p>【代表構成員】 市内の電気工事業（支店、営業所等）で名簿の電気工事業の総合点数が<u>900点以上</u>である者</p> <p>+</p> <p>【第2構成員】※ 市内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で登録する者</p> <p>+</p> <p>【第3構成員】※ 市内の電気工事業（本店、支店、営業所等）で登録する者</p> <p>※ 構成員のいずれかは市内の電気工事業（本店）であること。</p>

3 入札参加に必要な実績等の条件

代表構成員及び構成員は、公告日の前日において次の要件を満たしていることとする。

(1) 代表構成員

①所在地	名簿の申請事業所（本店、支店、営業所等）の所在地が、「埼玉県内」又は「東京都内」であること。
②格付	指定なし
③登録業種 及び 総合点数	入札参加資格者として電気工事業の業種で登録があり、名簿の電気工事業の総合点数が <u>1,100 点以上</u> の者であること。 <u>ただし、入札参加資格者の申請事業所（本店、支店、営業所等）の所在地が「草加市内」である場合には、総合点数が 900 点以上の者とする。</u>
④施工実績	平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以降に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条で定義する公共工事（以下「公共工事」という。）で、「 工事対象建築物 1 棟当たり 3,000 m² 以上 」且つ「 1 億円以上 」の新築または増改築に係る電気工事実績を元請けとして 1 件以上施工し、完成した実績を有する者であること。なお、JV での実績は代表構成員のときのものに限る。
⑤必要な許可	電気工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による <u>特定建設業の許可を有する者</u> であること。
⑥技術者要件	配置予定技術者として、監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できる者であること。 なお、配置予定技術者は入札執行日において、連続して 3 か月以上の雇用関係がある者に限る。また、施工に当たって当初に配置された技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡、退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者であること。

(2) 第 2 構成員

①所在地	名簿の申請事業所（本店、支店、営業所等）の所在地が、「埼玉県内」又は「東京都内」であること。 <u>ただし、2 者 JV の場合は名簿の申請事業所（本店）の所在地が「草加市内」であることとする。</u>
②格付	指定なし
③登録業種 及び 総合点数	入札参加資格者として電気工事業の業種で登録があり、名簿の電気工事業の総合点数が <u>850 点以上</u> の者であること。 <u>ただし、入札参加資格者の申請事業所（本店、支店、営業所等）の所在地が「草加市内」の場合には、総合点数は指定なしとする。</u>
④施工実績	平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以降に、公共工事（電気）を元請けとして 1 件以上施工し、完成した実績を有する者であること。 なお、JV での実績は、出資比率が 20% 以上である者に限る。 <u>ただし、入札参加資格者の申請事業所（本店、支店、営業所等）の所在地が「草加市内」の場合には、実績要件はなしとする。</u>

⑤技術者要件	配置予定技術者として、監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できる者であること。 なお、配置予定技術者は入札執行日において、連続して3か月以上の雇用関係がある者に限る。また、施工に当たって、当初に配置された技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡、退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者であること。
--------	---

(3) 第3構成員【3者JVの場合のみ】

①所在地	名簿の申請事業所（本店）の所在地が「草加市内」であること。
②格付	指定なし。
③登録業種	入札参加資格者として電気工事業の業種で登録があること。
④施工実績	要件なし
⑤技術者要件	配置予定技術者として、監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できる者であること。 なお、配置予定技術者は入札執行日において、連続して3か月以上の雇用関係がある者に限る。また、施工に当たって、当初に配置された技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡、退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格【JVの代表構成員、構成員共通】

次の(1)から(6)の全て満たす者とする。

(1) 入札公告日から落札決定の日までの期間において、入札に参加する他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。

※「資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準」参照

(2) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

(3) 入札公告日から入札日までの間、草加八潮消防組合又は草加市から指名停止の措置を受けていない者。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(5) 次の各法律の規定による申立てをされていない者。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされており、かつ、入札公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て

(6) 代表構成員において、システムで利用可能な電子認証を取得し、同システムの利用者登録が完了していること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、システムにより競争参加資格確認申請書に入札参加申込書を添付して提出すること。

競争参加資格確認申請書の提出期間

令和6年（2024年）1月9日（火）公告後から

令和6年（2024年）2月21日（水）正午まで（システム休止時間を除く。）

なお、競争参加資格確認申請書の提出にあたっては、システムにおいて代表構成員が単体として利用者登録済の電子証明書を使用し、特定JVチェックボックスにチェックを入れ、特定企業体名称を入力し、「調達案件一覧」画面を通じて送信すること。また、送信時に必要となる添付書類は、システムの「発注情報閲覧」画面にある「発注図書ファイル」からダウンロードすること。

6 入札書の提出期間及び開札日時

入札書の提出期間及び開札日時は、次のとおりとする。ただし、変更する場合はシステムにより通知する。

(1) 入札書の提出期間

令和6年（2024年）2月21日（水）正午から

令和6年（2024年）2月28日（水）午前9時30分まで（システム休止時間除く）

※入札時に、必ず「草加消防署（消防局機能含む）建設工事（電気設備工事）入札金額見積内訳書」を添付すること。

(2) 開札日時

令和6年（2024年）2月28日（水）午前10時00分

7 設計図書等

設計図書等は、システムの入札情報公開システム及び草加市ホームページから調達すること。

入札情報公開システム及びホームページ公開日時

令和6年（2024年）1月9日（火）公告後から

8 設計図書に関する質問

(1) 受付期間

令和6年（2024年）1月9日（火）公告後から

令和6年（2024年）2月9日（金）正午まで（システム休止時間を除く。）

設計図書に関して質問がある場合については、上に示す期間内に、質問書をシステムにより提出すること。

なお、添付資料がある場合は、システムの入札情報公開システムに掲載した様式を使用して提出すること。

(2) 回答期限

質問に対する回答は、下記の回答期限までに回答する。

令和6年（2024年）2月20日（火）午後5時

9 調査基準価格

設定する。

調査基準価格未満の入札があった場合は、この入札を保留し低入札価格調査を行う。低入札価格調査については別添資料「低入札価格調査票」等に基づき行うことから、落札候補者になった者は、令和6年（2024年）3月8日（金）午後5時までに「低入札価格調査票」等を草加市契約課宛てに提出すること。

10 入札保証金

草加市契約規則第4条及び第7条に基づくものとする。

(1) 提出方法及び期限

①又は②のいずれかを期限内に契約課まで提出すること。

①現金等（市の指定する方法により納入し、領収書等を提出すること。）

②入札保証保険契約証書（原本）

保証期間：入札書提出日から令和6年（2024年）3月25日（月）まで
※落札決定の保留等により、契約を締結する見込みの期日が延長される場合は、
延長変更手続き等により、草加市が指定する期間を保証期間に含めること。

提出期限（①及び②）：令和6年（2024年）2月20日（火）午後5時まで

(2) 草加市契約規則第7条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合には入札保証金を免除する。（JVでの実績は代表構成員のときのものに限る。）

この場合は「入札保証金免除の調べ」を下記の期限までに提出すること。

提出期限：令和6年（2024年）2月13日（火）午後5時まで

11 現場説明会

行わない。

12 入札に関する注意事項

(1) 本入札に際し談合があった場合の措置

契約締結日までに落札者が本入札に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、落札決定を取り消す。

(2) 契約締結日までに草加八潮消防組合又は草加市から指名停止の処分を受けた場合の措置

契約締結日までに草加八潮消防組合又は草加市から指名停止の処分を受けた場合は契約を締結しない。この場合、契約の相手方に損害が生じても、草加八潮消防組合は一切責任を負わない。

(3) 入札書に記載する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額を入札書に記載すること。

(4) 契約条項等は契約課情報コーナー及び草加市ホームページにおいて閲覧すること。

(5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札参加申込書の提出後、入札書の提出を辞退する場合は、入札書提出期限内に電子入札システムを利用して辞退届を提出すること。

(7) 一度提出した入札書の撤回、訂正等はできない。

(8) 落札候補者の決定後、契約の締結までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

(9) 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、共同企業体にあつては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。

(10) 1回目の最低入札価格が予定価格を下回らない場合、2回目の入札を行う。入札執

行回数は原則3回を限度とする。スケジュールは電子入札システムにより通知する。

- (11) 1回目の入札者が2者未満であるときは、入札を中止する。
- (12) 入札書は、「草加消防署（消防局機能含む）建設工事（電気設備工事）入札金額見積内訳書」を添付してシステムにより提出すること。
- (13) 参加申込書提出後でもシステムにより入札を辞退することができる。入札書締切日時までに、入札書及び内訳書がシステムに未到達の申込者は辞退したものとする。
- (14) 令和6年（2024年）1月9日付け草加八潮消防組合告示第1号「草加消防署（消防局機能含む）建設工事（建築工事）」の入札が中止又は不調となった場合、本工事の施工に多大な影響を及ぼすことを考慮し、入札を中止する。

13 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 電報、電話、ファクシミリ等電子入札システムによらない入札
- (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者がした入札
- (5) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (6) 虚偽の競争参加資格確認申請書又は確認資料を提出した者がした入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札候補者とする。落札候補者が決定した場合、入札参加資格の審査を行うため落札者の決定は保留とする。ただし、調査基準価格を設定した案件においては、最低価格入札者であっても落札候補者とならない場合がある。
- (2) 最低価格を入札した者が2者以上いる場合は、電子くじを実施し、落札候補者を決定する。この場合、当該入札参加者はくじを辞退することはできない。
- (3) 落札候補者となった入札参加者には、発注者から電話等により連絡する。
- (4) 落札候補者となった者は、前号による連絡を受けた日の翌日（休日であるときは翌開庁日）までに、次の資格審査書類を提出しなければならない。
 - ① 経営事項審査の結果通知書の写し（全構成員が提出）
 - ② 施工実績調書（全構成員が提出）
 - ③ 配置予定の技術者名簿（全構成員が提出）
 - ④ J Vの結成に関する書類
 - ア 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（第6号様式）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（第7号様式）
 - ウ 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（第8号様式）※様式は、システムの「発注情報閲覧」画面にある「発注図書ファイル」からダウンロードすること。
- (5) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、落札者となり、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わないものとする。
なお、落札者のみに対し連絡する。
- (6) 落札候補者が入札参加資格審査資料等の必要書類を提出しないとき、又は審査に関する市の指示に従わないときは失格とする。
- (7) 入札参加資格審査は、落札候補者から提出された資料を受けた日の翌日から起算して2日（開庁日を除く。）以内に行う。ただし、入札参加資格について疑義が生じた場合はこの限りでない。

(8) 落札候補者の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた場合、その者を失格とし、当該落札候補者の予定価格以下の次に低い価格を入札した者について審査を行う。予定価格以下で入札価格が低い順に、入札参加資格があると認められる落札候補者が決定するまで審査を続けるものとする。

審査の結果、入札参加資格を満たす落札候補者を落札者として決定し、電子入札システム（落札者決定通知書）により通知する。

(9) 入札結果の公表についてはシステム及び契約課情報コーナーで行う。

(10) 落札者は、契約課窓口で配布する契約書類等により契約書を作成し、契約課へ持参すること。

15 支払条件

(1) 前金払

有り

前払金の額は、契約金額の40%以内とする。ただし、契約が複数年度にわたる場合は、各会計年度における支払限度額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

有り

既に前払金の支払を受けているもので、支払条件を満たした場合、適用する。中間前払金の額は、契約金額の20%以内とする。

(3) 部分払（各年度に1回以内）※

有り

(4) 各会計年度の支払限度額

令和5年度 契約金額の2割

令和6年度 契約金額の6.7割

令和7年度 契約金額の1.3割

※「(2) 中間前金払」と「(3) 部分払（各年度に1回以内）」の双方を請求することは不可とし、契約締結時にどちらかを選択するものとする。

16 契約保証金

契約保証金については、草加市契約規則第16条及び第17条に基づくものとする。

17 契約の時期

この工事の契約については、草加八潮消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成28年条例第32号）の定めるところにより草加八潮消防組合議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、工事請負仮契約を締結し、草加八潮消防組合議会の議決後にこれを本契約とする。なお、草加八潮消防組合議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。

また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、草加八潮消防組合は一切の責任を負わない。

18 問合せ先

総務部契約課 建設工事担当

電話 048-922-1129（直通）

FAX 048-922-3091

E-mail : keiyaku-nyusatsu@city.soka.saitama.jp

19 アクセス障害等の電子入札システムに関する問合せ

電子入札ヘルプデスク E-mail : a2720-06@pref.saitama.lg.jp

Tel : 048-830-2263 月～金（平日）：午前8時30分-午後5時15分